

大牟田市男女共同参画審議会について

1. 大牟田市男女共同参画推進条例（抜粋）

（大牟田市男女共同参画審議会）

第31条 次の各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2 審議会は、委員20人以内で構成し、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2. 大牟田市男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

（審議会の会長及び副会長）

第14条 条例第31条に規定する審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の部会）

第16条 会長は、必要に応じて審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。